

アセットオーナー・プリンシプルについて

2025年1月28日

金融庁 企画市場局市場課市場企画室 嶋田 祐介



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

* 本資料において意見に係る部分は講演者の個人的見解であり、所属組織の見解を示すものではありません。

資産運用立国のコンセプト

- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
 - 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
 - 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
 - その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく（各主体に向けた取組全体が資産運用立国に向けた取組）。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

販売会社（銀行・証券）、アドバイザーによる顧客本位の業務運営の確保

① 資産所得倍増プラン （2022年11月）

家計の安定的な資産形成
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム（2023年4月）

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

資産運用立国実現プラン(概要)

1. 資産運用業の改革（資産運用力向上やガバナンス改善・体制強化、国内外からの新規参入と競争の促進）

2. アセットオーナーシップの改革

● アセットオーナー・プリンシプル¹の策定（2024年8月）

※ アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**など幅広いが、共通して求められる役割として、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則を策定。

● 企業年金の改革

・ 確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、**運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変える**などの見直しを促進

・ 小規模DBが**企業年金連合会の共同運用事業**を活用できるよう、**選択肢拡大を含め、事業の発展**等に向けた取組を促進

・ 企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など**運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化**、継続投資教育、**取組事例の横展開**等の取組を促進

※ 例えば、**物価が上昇する市場環境下において元本確保型商品を指定運用方法として採用する際のリスクをより丁寧に説明**するとともに、**必要に応じて運用商品の構成の見直し**を行うよう、事業主に促すことが考えられる

・ 企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表する案も含めて、**運用状況等を含む情報[※]の他社と比較できる見える化**を行う

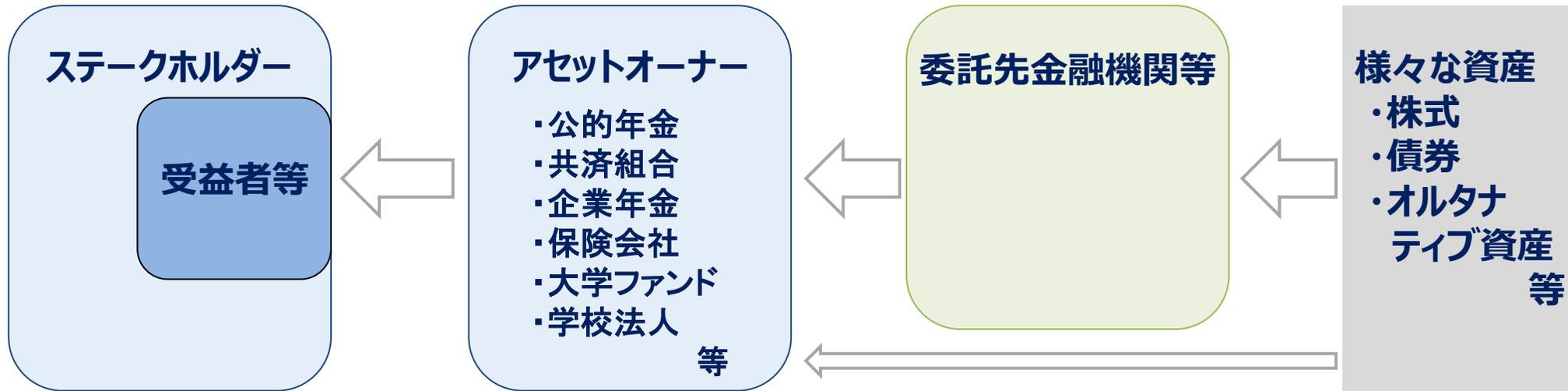
※ DBについては、運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報、DCについては運用方法のラインナップや運用状況を含む情報。

3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

4. スチュワードシップ活動の実質化

5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

アセットオーナーとインベストメントチェーンの関わり



「受益者等」：受益者等とは、アセットオーナーの資産運用の成果により直接的又は間接的に利益を享受する主体として、各アセットオーナーが位置づける者をいう。

「ステークホルダー」：アセットオーナーのステークホルダーは、受益者等、資金拠出者等（寄附者、出資者、株主等）、その他損益の影響を受ける者等、各アセットオーナーにより様々であり、ステークホルダーの範囲も各アセットオーナーによって異なる。

	リターン・コスト・リスクの効率	投資先企業への影響
良い委託先金融機関等	+	+
良くない委託先金融機関等	-	-

フィデューシャリー・デューティーについての考え方

- アセットオーナーの運用等に求められる共通の原則 ➡ 受益者等の最善の利益を勘案して、資産を運用する責任 = フィデューシャリー・デューティー
- フィデューシャリーとは、「受託者」「受託者」と訳され、信託の受託者を含むが、より広い機能的な概念であり、一般的に「他人のために仕事をする者」を指し、受益者等のために資産を運用するアセットオーナーもこれに該当すると考えられる。

一般に受託者（広義）（一般的に「他人のために仕事をする者」）は、法律上、いろいろな義務を負うが、なかでも次の4つの義務が中心的な義務であり、かつ、もっとも重要な義務である、とされている。

● 注意義務

「思慮分別ある人だったらするであろう判断をせよ、そういう注意を払って行動せよ」という内容で、一般に「プルードント・パーソン・ルール（prudent person rule）」などといわれる。

● 忠実義務

「他人のために仕事をする者」たる「フィデューシャリー」が、「自分の利益または第三者の利益と『その他人』の利益が衝突する場合には、『その他人』の利益の方を優先させなければいけないという内容の義務」とされる。

● 自己執行義務

「『ある他人』のための仕事をするを引き受けているわけであるから、その仕事をさらに別の他人に任せてはいけない」という原則であるが、「自分よりもより専門的な第三者に仕事を任せることが許容されるが、その場合には、その第三者の選任とその者の仕事を監督するということについては自分は責任を負う」とされる。

● 分別管理義務

「受託者が他人の資産を預かっている場合には、その資産は自分の資産とは分別して管理しなければならないという義務」をいう。

（参考）＜財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」March-2001＞ 神田 秀樹「いわゆる受託者責任について：金融サービス法への構想」

（補足）これらのほか、道垣内弘人「信託法理と私法体系」（有斐閣,1996,P150~162）では「合手的行動義務」「公平義務」「計算報告義務」を、タマール・フランケル（溜箭将之監訳）「フィデューシャリー『託される人』の法理論」（弘文堂,2014,P109）では「指図に従い、これを遵守する義務」「誠実に行動する義務」「開示する義務」「公平に扱う義務」が指摘されている。

アセットオーナー・プリンシプル(抜粋)①

前文 (抜粋)

本プリンシプルの位置づけ・原則主義 (「プリンシプルベース・アプローチ」)

4. アセットオーナーの範囲は幅広く、課題もそれぞれである点を踏まえ、本プリンシプルは、アセットオーナーが取るべき行動について詳細に規定する細則主義 (いわゆる「ルールベース・アプローチ」) ではなく、アセットオーナーがそれぞれの置かれた状況に応じて受益者等に適切な運用の成果をもたらすことができるよう、アセットオーナー共通の原則を定め、それに対して受入れを求める、原則主義 (いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」) を採用している。
5. また、本プリンシプルは、法令とは異なり、法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではない。各アセットオーナーは、本プリンシプルについてその趣旨を確認し、十分に検討した上で、その趣旨に賛同し、本プリンシプルを受け入れるかどうか判断することが期待される。

「コンプライ・オア・エクスプレイン」

6. 本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならないわけではなく、本プリンシプルでは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか) の手法を採用している。

本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーにおいては、本プリンシプルの各原則を実施 (コンプライ) するか、原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明 (エクスプレイン) することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。

アセットオーナー・プリンシプル(抜粋)②

原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

補充原則

- 1-1.** アセットオーナーは、運用により利益を享受させるべき受益者等が誰か、何のために運用するのかといった運用目的について明確にし、必要に応じて見直すべきである。
- 1-2.** アセットオーナーは、運用目的を達成するために、運用資金の性格、自らの能力・規模、長期的な経済・金融環境等を踏まえ、具体的に目指すリターンや許容できるリスク等といった運用目標を定めるべきである。また、運用目標を達成するために、経済・金融環境等を踏まえ、具体的な資産構成割合（基本ポートフォリオ）、リスクに関する考え方や運用対象資産の範囲等の運用方針を定めるべきである。
- 1-3.** アセットオーナーは、運用目標・運用方針を定めるに当たっては、適切な手続に基づき、十分な専門的知見に基づき意思決定を行うことができる組織体制の下で行うべきである。
- 1-4.** アセットオーナーは、定められた運用目的・運用目標を踏まえ、自らやステークホルダー等の状況や経済・金融環境等の変化に応じた運用方針となっているかを定期的に検証し、必要に応じて適切に見直すべきである。

アセットオーナー・プリンシプル(抜粋)③

原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

補充原則

2-1. アセットオーナーは、運用目標の達成に向けて、資産運用及びリスク管理を継続的かつ適切に運営できるよう、自らに必要な知見を把握するとともに、その知見が確保され、監督と執行それぞれが機能するガバナンス体制を構築すべきである。

その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、金融市場やアセットオーナーにおいて資産運用の経験を有する運用担当責任者を設置し、運用担当責任者の権限を明確化するとともに、必要な監督を行うことも考えられる。

また、運用担当者について、特定の人材に依存すると、離職時の継続性の支障や運用委託先等との不適切な関係の発生といった懸念も生じることから、適切な資質を持った人材の計画的な確保に留意すべきである。

2-2. アセットオーナーは、適切な運用を行うに当たって、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部人材の登用、又は、金融機関・外部コンサルティング会社・OCIO^注・業界団体その他の外部組織の活用等を検討すべきである。その際、報酬を検討するに当たっては、外部人材や外部組織がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。

注： Outsourced Chief Investment Officerの略。投資助言・代理業又は投資運用業の登録を受け、ポートフォリオの包括的な運用又は助言を行う。

※ 下線は講演者が追加。脚注は一部を省略。

アセットオーナー・プリンシプル(抜粋)④

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

補充原則

- 3-1.** アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するため、運用目的・運用目標の達成に資することができるか、運用方針に適合しているか等の観点から、委託先の選定を含め幅広く運用方法を比較検討すべきである。
- 3-2.** アセットオーナーは、運用目的に照らして、運用対象資産の分散、投資時期の分散や流動性等を考慮して、運用方法を選択し、運用資産の分別管理のほか、適切なリスク管理を実施すべきである。
- その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、VaR等の定量的なリスク指標も踏まえながら、ストレステスト等も活用して経済・金融環境の変化に備えることも考えられる。

アセットオーナー・プリンシプル(抜粋)⑤

補充原則

3-3. アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、運用目的・運用目標の達成に資する観点から判断すべきである。

その際、1つの金融機関等のみ運用を委託することは、効率性の観点から必ずしも否定されるものではないが、従来から委託している金融機関等であることや、選択している運用方法であるという理由のみで同じ金融機関等を選定し続けるべきでない。また、自らや資金拠出者等と、運用委託先及びそのグループ金融機関との取引関係がある場合、運用目的・運用目標に反していないか、適切に利益相反管理を行うべきである。

また、運用委託先への報酬を検討するに当たっては、運用委託先がもたらす付加価値に応じたものとするべきである。

3-4. アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価すべきである。

その際、知名度や規模のみによる判断をせず、運用責任者の能力や経験（従前の運用会社での経験等を含む）を踏まえ、検討を行うことが望ましい。例えば、新興運用業者を単に業歴が短いことのみをもって排除しないようにすることが重要である。

3-5. アセットオーナーは、受益者等にとってより良い運用を目指すため、運用委託先・運用方法を定期的に評価し、自らの運用目的・運用目標・運用方針に照らして、必要に応じて見直すべきである。

アセットオーナー・プリンシプル(抜粋)⑥

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

補充原則

4-1. アセットオーナーは、その運用目的を踏まえ、自らの特性に応じて、情報提供すべきステークホルダーを検討した上で、運用目的に照らして適切な運用が実施されているかどうか等、説明責任を果たす上で必要な情報^{注1}を適切な方法で^{注2}提供すべきである。

その際、情報提供に伴う負担を考慮しつつ、ステークホルダーの理解に資する、分かりやすい内容となる工夫に努めるべきである。

4-2. アセットオーナーは、自らと他アセットオーナーの比較がステークホルダーにとって運用目的を達成する判断材料となり得る場合においては、比較できる形での情報提供も検討すべきである。その際、運用実績等の数値のみで単純比較されることは望ましくなく、運用方針等を踏まえ、総合的に比較できるよう工夫することが望ましい。

注1：情報提供の内容は、アセットオーナーの特性やステークホルダーに応じて決まるため、各アセットオーナーにより異なり得る。例えば、運用目的・運用目標・運用方針（基本ポートフォリオを含む）やガバナンス体制・運用体制（運用担当責任者の経歴等）の紹介等にとどめるケースから、運用の概況（残高や収益の状況、保有資産の内訳等）・負債に照らした資産の状況（積立水準等）・運用委託先の金融機関等（委託金額や報酬等）等、さらにはリスク管理に関する詳細（VaR等の定量的なリスク指標の状況やストレステストの実施状況等）・運用力強化の取組方針等に至るまで広範に情報提供するケースまで様々考えられる。

注2：アセットオーナーの特性を踏まえて有用と考えられる場合には、広く情報提供する（ホームページ等で一般的に閲覧できる状況にする）ことも考えられる。

アセットオーナー・プリンシプル(抜粋)⑦

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

補充原則

5-1. アセットオーナーは、長期的に運用目標を実現させるため、自ら又は運用委託先による、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すべきである(スチュワードシップ責任)。

スチュワードシップ責任を果たすに当たっては、自らの規模や能力等を踏まえつつ、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである。その際、複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリング(協働モニタリング)を行うことも選択肢として考えられる。

5-2. アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うこと、例えば、金融機関等への委託に当たってサステナビリティに配慮した運用を行うことを求めることや、サステナビリティ投資方針を策定すること注、PRI(責任投資原則)に署名することも考えられる。

注：サステナビリティ投資方針の策定のほか、運用方針の中にサステナビリティに関する要素を盛り込むことも考えられる。

アセットオーナー・プリンシプル(抜粋)⑧

前文 (抜粋)

本プリンシプルの位置づけ・原則主義 (「プリンシプルベース・アプローチ」)

3. アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドのほか、例えば資産運用を行う学校法人など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々である。しかしながら、いずれのアセットオーナーにおいても、受益者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、それぞれのステークホルダーあるいは対外的に示すことで理解や対話、協働につなげ、運用力の向上を図っていくという形で、このプリンシプルを活用していくことが期待される。

その他

9. 本プリンシプルの受入状況を可視化するため、本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、自らを所管する関係省庁へ受入れの旨を表明することを期待する。政府においては、本プリンシプルの受入状況を一覧性のある形で整理・公表する。

また、アセットオーナーの規模や運用資金の性格を踏まえつつ、本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、例えば、自身のウェブサイトなど一般に見える形で、以下を公表することを期待する。

- ・本プリンシプルを受け入れる旨
- ・実施 (コンプライ) する各原則の実施状況
- ・実施しない原則がある場合にはその原則を実施しない理由 (エクスプレイン)

「アセットオーナー・プリンシプル」(案)に対する意見募集の結果について(抜粋)①

主な該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
前文 (背景及び目的)	「アセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（ <u>フィデューシャリー・デューティー</u> ）」と規定されているが、DBの場合は、 <u>DB法の規定における「忠実義務」が該当する</u> という理解でよろしいか。	「受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任」の一つとして、確定給付企業年金法における「忠実義務」が該当すると考えます。
前文 (本プリンシプルの位置づけ)	確定拠出年金（DC）制度は、本プリンシプルの対象に該当しないという認識でよろしいか。	ご指摘のとおりです。
前文 (本プリンシプルの位置づけ)	DBにおいては、確定給付企業年金法（DB法）を始めとする法令通知等により、概ねアセットオーナー・プリンシプルの精神に沿った運用等が行われているものと認識している。その上で、企業年金においても、本プリンシプルの受入れが期待されているが、更に本プリンシプルを受け入れることの意義や効果、狙いについてご教示いただきたい。	本プリンシプルは、幅広いアセットオーナーが受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられる共通の原則を定めたものです。 確定給付企業年金についても加入者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、自らのステークホルダーに示すことで説明責任を果たすとともに、労使自治の下でステークホルダーからの理解等を通じて、目的達成に向けたより良い取組みを主体的に行っていくことを発信し、適切な運用への信頼を確保していく形で加入者等の利益につなげていただくことが期待されると考えております。

※ 下線は講演者が追加。

「アセットオーナー・プリンシプル」(案)に対する意見募集の結果について(抜粋)②

主な該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
<p>前文 (本プリンシプルの位置づけ)</p>	<p><u>DBの場合、加入者等(受益者)以外にも、母体企業や母体企業の株主なども損益の影響を受ける関係者と考えることもできる。しかし、その範囲は、個々のDBにおいて対象を自ら検討するということであって、企業年金ごとに異なり得るため、一律に定義されるものではないという理解でよろしいか。</u></p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
<p>前文 (コンプライ・オア・エクスプレイン)</p>	<p><u>「必要な場合には(必要があれば)」、「考えられる」、「規模や能力等を踏まえ」、「規模や運用資金の性格に照らして」と規定された内容については、各アセットオーナーにおいて検討し実施の要否を判断する内容であって、その結果、実施しない場合でも原則をコンプライとすることを妨げるものではないと理解してよろしいか。</u> また、これらの必須ではない事項について、その理由を説明(エクスプレイン)する必要はないと理解してよろしいか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>

「アセットオーナー・プリンシプル」(案)に対する意見募集の結果について(抜粋)③

主な該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
前文 (その他)	ウェブサイトなど一般に对外発信する手段を持たないDBも少なくない。受入表明または実施しない場合の説明は、広く公表するのが望ましいが、自らがステークホルダーと設定した人たちを相手に表明するだけでも本プリンシプルの受け入れの妨げにはならない、との理解でよいか。	ご指摘のとおりです。なお、その場合であっても、本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、自らを所管する関係省庁へ受入れの旨を表明することが期待されます。
前文 (その他)	<u>受入れ表明後、プリンシプルの見直しにより受入れが困難となった場合は、受入れ表明を取り下げることは可能か。</u>	ご指摘のとおりです。
原則 1	<u>企業年金については、DB法の施行令において「運用の基本方針」を策定するよう規定され、施行規則において運用目的、運用目標、資産構成割合等を同方針に定めることとされているため、法令に従った運営を行っているDBについて、原則 1 はコンプライしている」と理解してよろしいか。</u>	ご指摘のとおりです。

「アセットオーナー・プリンシプル」(案)に対する意見募集の結果について(抜粋)④

主な該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
補充原則 1 - 1	<p><u>受益者等</u>について、D Bの場合は、<u>D B法における「加入者等（加入者及び加入者であった者）」が該当する</u>という理解でよろしいか。</p>	<p>受益者等については、アセットオーナーごとに判断いただくことを想定していますが、一般に、D Bの場合は、D B法規定の加入者等（加入者及び加入者であった者）が該当すると考えられます。</p>
原則 2	<p><u>企業年金担当者の資産運用に係る主な仕事は、日々銘柄の入れ替えを判断しなければならないファンドマネジャーの仕事とは異なり、長期的な方針の策定や見直し</u>が中心であって、<u>着任早々専門性や経験を必要とするものではない。</u></p> <p>D Bの運用に従事する担当者は、他業務と兼務しているケースも少なくないが、研修等による自己研さんや運用コンサルタントの利用等が行われている場合、原則 2 をコンプライ可能と理解してよろしいか。</p>	<p>アセットオーナーごとに運用担当者に求められる専門的知見の性質はそれぞれであり、また、ご指摘のような方法も含めて内製化する部分と外部知見を活用する部分のバランスをどのように取るかについても、各アセットオーナーが判断いただくことを想定しております。</p> <p>重要なことは、（資産運用業者と同等の専門人材を備えることではなく）総体として受益者等最善の利益を追求するための備えがあることと考えております。</p>
原則 2	<p><u>年金基金などで 1 ～ 3 年で移動があつたり、運用の経験のない方が母体企業から突然配置されたりする</u>といった専門性の構築が難しい状況がある。<u>このような慣行を見直すような表現を原則 2 などに追加</u>いただけないか。</p>	<p>補充原則 2 - 1 において、アセットオーナーは、資産運用及びリスク管理を継続的かつ適切に運営できるよう、必要な人材確保などの体制整備を行い、知見の補充のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである旨を明記しております。</p>

※ 下線は講演者が追加。

「アセットオーナー・プリンシプル」(案)に対する意見募集の結果について(抜粋)⑤

主な該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
補充原則 2 - 2	<p>知見の補充・充実のために必要な場合に外部組織の活用等を検討する場合、例として「金融機関」も挙げられていることから、<u>委託先の信託銀行、生命保険会社、投資顧問会社等を活用することも想定されている</u>という理解でよろしいか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p>
補充原則 5 - 1	<p>「複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリング（協働モニタリング）を行うことも選択肢として考えられる。」とされているところ、<u>企業年金連合会では「協働モニタリング」を実施することとしている。この取組への参加は、DBが原則5をコンプライするとともに、我が国のスチュワードシップ活動の実質化を図るうえで重要な役割を担うものと認識している。</u></p>	<p>ご指摘のとおり、企業年金連合会における「協働モニタリング」の取組みは、補充原則 5 - 1 における「協働モニタリング」に該当するものと考えております。</p>
その他	<p>「最善の利益を追求」と「最善の利益を勘案」の2つの表現を使い分けているが、どういう意図なのか。</p>	<p>責任や業務・行動のあり方に直接関わる記述においては「最善の利益を勘案」という表現を用いていますが、受益者等の利益を追い求めていくというアセットオーナーにおける運用の意義等に関わる記述では「最善の利益を追求」という表現を用いています。</p>

※ 下線は講演者が追加。